

ならば、新しい性格のものを挿入する、入れるということも考えられようと思ふのですが、どういうわけでこんなに混乱を招く、混沌な性格を持つようなもののが生れたのか、この事情を二つお聞かせ願いたいと思うのです。

○政府委員(林修三君) あるいは私が申し上げることが適當かどうかわからずませんけれども、これは私ども決してその性格が混沌したものとも実は考えておらないわけでござりますが、これは要するにこういう組織を作りました理由は、私聞いておりますところから申しますれば、原子力に関する行政責任、やはり内閣の國務大臣のこの行政責任、やはり國務大臣がこれについて行政責任を持つとともに、従いまして、いわゆる内閣内の國務大臣のこの行政責任、やはり國務大臣がこれについて行政責任を持つこと、いろいろ各方面に非常に重大な關係のあることでござりますから、一つの立場があるわけであります。それと同時に、この原子力の利用といふことは、いろいろ各方面に非常に重大な關係のあることでござりますから、その決定方針についてはなるべく主的な態勢をとつて行きたい、そういう二つの要請をかみ合せて、こういふ組織ができたものと考えております。

いわゆる行政委員会、國家組織法第三条の行政委員会にいたしますと、もちろんその場合でも総理府に置けば総理大臣が一応の分担管理大臣にはなりますけれども、総理大臣対原子力委員會の関係は比較的うすいものになりますて、そこに内閣の行政責任を全うするという意味において、果してそれが実現できるかどうかという問題が出て参りますので、ここではそういう行政委員会に

会をもって合せてでき上った委員会でありますから、そこでそういう二つの性格が出来るのはこれは当然だらうと思う。そこではつきりしない。行政委員会でもない、それから行政委員会的な要素も持つておる、こういうものをどういうものと理解するか、解釈するか、こういう問題だらうと思う。まず「等」の中に入るという説明を繰り返すと、林さんは首を傾げなさつたが、その辺を答弁を……。

○政府委員(林修三君) 実は先ほどお答えしたのでございますが、昨日も私は聞きますと、決して第八条の機関でないというようなことは申し上げたことはないそうです。私が申し上げましたのは、第三条にいう行政委員会ではない。従いまして、この行政組織法の建前から申し上げますと、第三条の行政機関あるいはその地方所属部局を除く機関はすべて第八条に入る建前をとつております。従いまして、この機関は第八条の機関でございます。第八条のどれに当るかといふつき御質問がありましたので一応お答えしたわけでございますが、ここに「審議会又は協議会(諮問的又は調査的なもの等第三条に規定する委員会以外のものを云う。)」と書いてあります。これはおそらく「審議会又は協議会」という名前で、ここは行政委員会というものを除いたほかの合議制の機関をすべて抱括してここで現わしたものだと思ひます。従いまして、諮問的なもの調査的なもの以外のあらゆる合議制の機関で行政委員会に当らないものはここで包含しておる建前と、かようにも考えております。この機関は普通でいえば総理大臣の諮問に応じて何々する、

あるいはいわゆる審議機関、かよういうことは当らない。従いまして、それ以外の種類のものだろう、こういうことが言える、こういうことはさつき申しました一種の審議機関、かように申し上げたのでござります。第八条の機関には当然これは当るわけでありまして、それ以外のものではないのであります。

○吉田法晴君 関連して続いてお願ひしたいのですが、合同委員会なり、行政委員会にすべきだという主張があつたことはお認めになりますか。

○政府委員(林修三君) 私も実はよくそこは存じないわけでありますし、新聞紙上等で、行政委員会というものにするというような案が新聞に出たことは知っております。

○吉田法晴君 これはきのうも千葉委員から指摘がございましたが、第三条が国の行政機関としての中心的な規定です、あるいは「府、省、委員会及び庁」、そして第八条は「第三条の各行政機関には、前条の内部部局の外」云々と書いてございまして、いわば審議会または協議会という名前はまあとにかくですけれども、それを諮問的なもの、あるいは調査的なものと言おうと、あるいははどう呼ぼうと、第八条に概念されておるものは、さつきあなたは質問に答える、こういう性格のもの組織ではなくて、いわばその諮問に応するもの、あるいは研究をして各省庁の責任者に対しても建言をする、あるいはは言われる責任を負う中心的な行政組織であるということは、これは大体間違いないかろうと思います。そうすると、先ほどのお話を國務大臣が委員長に

言つても決定をする、こういう任務を持つておりますものが、行政の責任を持つておるもののが、その行政の内容は、あるいは審議の決定にとどまつて、それから先こまかい、何と申しますか、執行をやるかどうかということはその次にして、まだあとに問題が出てくるのですが、その審議決定までは行政は行政だと思うのですが、それを國務大臣が責任を負つてやる、こういふ機関をこしらえた場合に、それが第八条にいう「審議会又は協議会」だといふのは、これは前半の質問を認められるならば、私の主張を認められるならば、何と申しますか、堅白同異の弁ではございませんが、第八条に言つてあるものと、それから原子力委員会でここに規定されているものとはいさきか違うと言わざるを得ぬと思うのですが、いかがですか。

又は協議会で、これは言葉はほかの名前でもいいと思いますが、ここでは代表的に並べてあるものと思いますが、ここにあるような種類の機関ということが言えると思うのです。で、ただいままそういうような第八条の審議的な機関の委員長に国務大臣を充てるのはおもしろいあるわけでございまして、普通の諮問機関的なものに例がたくさんあります。それはかにたとえば科学技術行政協議会、いわゆるスタッフと言われておるものもございまして、いろいろ科学技術の連絡調整をやっておるわけです。これは会長は総理大臣で副会長に国務大臣も入っております。ほかにもこの第八条の機関の会長、委員長等に国務大臣あるいは総理大臣がなることはたくさん例があります。必ずしもおかしくないと考えております。

と、審議、決定せられるということとなるかもしませんけれども、審議決定の機関を代表して、そうしてそれを決議を推進するように動く、こうしたことになるんじやありませんか。ほんの場合は、委員会に、国務大臣がそこに出席する場合、省庁の代表として出るのであります。これは言えるかもしない。これはほかにそういう例があるからといって、今例をあげられましたけれども、それとこの場合は、実質的に違います。

臣にそういう行政事務、原子力局の底
堅事務についての権限を総理大臣が委
任する、こういう二つの性格をこの組
合に國務大臣は持たれる、かように考
えております。別にそれはおかしくない
と思います。

○吉田法晴君 それじゃ関連ですか
ら、ちょっとあともう一つあります
が、そうすると、原子力委員会の委員
長としての國務大臣と、それからその
原子力行政をやる場合の原子力局がや
ります行政、それを一部分担する原子
力問題担当の國務大臣、これとはたま
たま一つであるけれども論理的には別
なんだ、こういう御説明のようですが、
が、それはやはり実際問題としてはお
かしくないです。原子力局というの
は總理府に作るのであります。特に原
子力問題担当の國務大臣というものを
作って、そして委員会なら委員会の委
員長にもする、委員長として國務大臣
を担当させる、これもはつきり書いて
あるのだから……。それからその執行
をやる場合の原子力局なら原子力局の
行政担当の責任を負わせる。そうする
と、なるほど論理の上ではそれはそ
ういう説明ができます。つきますけれど
も、そういうものが行政組織法なら行
政組織法に考え方られておるか、考え方
れてはおらぬ。考えられておりませ
ん。とにかくそういう一つの機関が國
務大臣としての委員長あるいは原子力
問題担当、そういう行政機関が二つに
分れて、一つは委員会、行政委員会で
ない委員会、それからあとと執行する別
の機関ということは、普通の場合に
は、それは行政委員会なら行政委員会で
で、それは論理的には行政委員会の場
合にも二つに分けられましょう、協議

して決定をする場合、それからそれを執行する場合、二つに分けられますが、うけれども、その二つの機能を一つの法文上は別々だ、こう考えるけれども、実際には一つである。それならば、ただ説明だけを行政委員会では、いという説明をして、そして委員会には、國務大臣と、それから原子力局担当國務大臣とは、これは別なんだとういう説明をしておるだけではないですか。

一致させてやつておるわけでありります。これは原子力委員会を円滑にやるためにそういうこととの取扱いをして、こういうことです。行政組織の問題とは別だと、こう考えます。

○田畠金光君 これは正力国務大臣お尋ねいたしますが、非常にこれは重要な委員会であるということは、昨日の答弁でよくわかりました。重要な委員会であればあるほど、これは慎重に政府部内においても検討なされて提案されるのが妥当だと、こう思うわけであります。どういうわけで、この原子力関係法というのが、この臨時国会にからも短時間のうちにいて上げなければならぬことになつたのか、原子力基本法を見ましても、来年の一月一日から実施をする、従つて原子力委員会設置法等も来年の一月一日から施行する、こういうようになっておるわけであります。まあ時代が時代であることはよく了解できますけれども、こういう重要な法案を取り扱うのに、私は臨時国会で十分な審議も、十分な政府側の意思の統一も行われないままに決めて行くということは、今後の原子力運営のために非常に不安を感じるわけですが、どういう次第で、こう急いで提案をなされたのか承わりたいと思ひます。

○国務大臣(正力松太郎君) このことは、昨日もちょっと申し上げたとく、日本は原子弹に対する利用ということが非常におくれております。そのことは昨日申し通じて、議員諸君によつてこの間ジエネバへ行つて来てびっくりして、そうして帰つて来て早くやろうと言いました。また政府においても、その議員諸君の話を待たずして、

はおくれておるということを痛感したのであります。一日も早くやるといふことは一日だけでも国家のためになります。そうしてどうしても平和日本の産業革命は、これによつて一日も早くやればやるだけ効果があると確信して進めたわけであります。それから政局内でも一つも不統一はありません。昨日の答弁ではいかにも違うよう聞えましたかもしませんが、みな言ふことは同じことを言つておる。言葉の現わしが違うので、いかにも不統一めいたことで昨日御注意がありましたが、われわれは法律というものを作ら、わかれわれは法律というものをあまりわからぬから、それで今日は法制局の人に来てもらひうといふことで、法制局長官に出てもらつたわけでありますから、法律的機能でもみなそれぞ間違つたことは言つておりません。ただ現わし方がみな別だつただけです。その点は私おわびいたします。

○國務大臣(正力松太郎君) それは両方であります。決して議員諸君が言わされたから政府が驚いてやつたわけではありません。政府の方でも早くやらなければならぬと気がついて、現に私のときは、私個人としても今年の春から早くやろうと主張した一員であります。ところがなかなか広島なり長崎なりのあの原爆におそれをなして、原子力というとおそろしいものに考えた。外国にはそういうことはなかつたらすぐ飛びついた。日本では割にこられを急いで飛びつかなかつたというわけであります。だからそのことがわかつた以上は一日も早くやりたい。現に私ども遺憾に思うことは、度々原子弹のアジアセンター等について外務省当局は非常にやつております。ところがこれはもうセイロン、マニラに決定する。これなども日本の受け入れ態勢ができます。これが私なお努力しているが、これなども立ちおくられた一つだと思っています。だから一刻も早く受け入れ態勢を作りたい。そうして早く実効に入りたい。こういう考え方であります。決して議員諸君に言われてやつたわけではありません。政府がそれをやつたのであります。どうぞその点を一つ……。

一任者であられる正力さんの昨日来の御答弁を承りつておりますと、まことに頗りない感じがするので、どういうわけでこういうような法案を急いでやられたのか、非常におかしく思うわけなんです。それでお尋ねしますが、これは何でしょうか、アメリカとか、ソ連とか、イギリスですね、今日原子力の科学の最も進んでいる国々等の行政機構とか、あるいはいろんな関係法案というものを参考にされてやられたと思うのですが、今問題となっているこの原子力委員会というものは、外国等においても同様な形で運営されておるので、どうですか。

まして世界各国の原子力行政機構がどうあるかということにつきましては、あとう限りの検討を重ねて参ったわけであります。それら各国の事情をいろいろ考慮の上、わが国的事情に最もさわしい機構として今度の原子力機構を政府としては決定した次第であります。なお各国の原子力機構がどうなつてゐるかということにつきましては、資料がござりますので、今お手元に差し上げてもよろしいかと思つております。

○田畠金光君　ただいまの御答弁によりますると、アメリカにおける原子力行政委員会といふものは、純学術的な問題だけではなく、軍事問題についても調査、審議する最高の決定機関であるように承わりました。そうしますと、日本の場合はアメリカの方も十分参考にしたが、現在のこの原子力の科学あるいは技術の状況というものはまだ初步的であるという意味合いから、当面こういう独自の原子力委員会の性格になされたのかどうか。今後の原子力の研究が進むに応じて、そのような高度の行政委員会に持つて行かれようと思われるのか。私たちはこの原子力委員会設置法を読み、原子力基本法を読んだとき、また原子力委員会のあずかる所掌事務と、原子力局のあずかる所掌事務とを考えたとき、どうもそこに統一のとれないというか、一貫しない行政機構といふものが感じられるわけなんです。この点はどうでしょうか。

○政府委員(林修三君)　これはちょっと先ほどからの御答弁を補足して申し上げますが、もちろんアメリカは今お話をございました通りに、行政委員会の制度でやっています。わが国で行政委員会制度をとらなかつた理由は、これはいろいろ今お話をのような事情もあるかもわかりませんが、それよりも主としての事情は、アメリカの行政組織と日本の行政組織の建前が違うという問題でありまして、いわゆるアメリカは大統領制度のもとにおける制度でございます。行政委員会といふ制度が、アメリカの独自の行政機構の発達史からいって相当重きをなす。わが国の場合には内閣制度といふものがござい

まして、内閣が行政権の主体として国家に對して責任を負う、そういう立場から申しますと、この委員会制度といふものを果してどの程度まで取り入れるかということにつきましても、いろいろ批判の問題もございます。そういうことをいろいろ考へ合せて、行政委員会、その行政組織の性質等から考えて、委員会制度に適したもの、または適さないものいろいろそこにあるわけをございます。今度の設置法はそういうことをいろいろ考へてできたものであります。

○田畠金光君 内閣制度をとつておる

から、この種の委員会を行政委員会で

やるのはどうかというようなことは、

これはおかしいと、こう思ふのです

が、行政組織法に基く機関であるとい

うことは、先ほど来のお話にあつた通

りであつて、それが原子力問題を取り扱う委員会であるがゆえに、純然たる

行政委員会にするのはどうかと思うこ

とは、われわれ理解ができないので

す。昨日政務次官はこういう趣旨の御

答弁をなさつていたのです。それは原

子力といふものは非常に高度の科学あ

るいは高度の技術を持ち、新しい研究

の分野である。これによつて国民の福

祉あるいは産業の振興、こういう大き

ながきを握られておる、そういうよう

なことを考へたとき、超党派的にこれ

は一つ運用を考えなければならぬとい

うので、超党派的な機関として原子力

委員会、こういふようなものが今規定

されたような性格で生まれたのだ、こ

ういうような趣旨の説明があつたわけ

なんです。これはある意味においては

政治的な配慮といふものも十分うがつ

た説明かもしれません、この務政次

は、あまりにも社会的な一つの不平等

官の答弁と、今の法務局長官の答弁と

どのようにこれは調整をするのか、こ

ういう考え方でこの委員会というもの

は持たれたのかどうか、この点は政務

次官の昨日の答弁について國務大臣の

御意見を承わつておきたいと思います。

○國務大臣(正力松太郎君) 昨日の齋

藤政務次官の答弁と私の答弁と別に食

い違つておらないと存じます。これは

い違つておらないと存じます。これは

は持たれたのかどうか、この点は政務

次官の昨日の答弁について國務大臣の

御意見を承わつておきたいと思います。

○國務大臣(正力松太郎君) 昨日の齋

藤政務次官の答弁と私の答弁と別に食

い違つておらないと存じます。これは

い違つておらないと存じます。これは

は持たれたのかどうか、この点は政務

次官の昨日の答弁について國務大臣の

御意見を承わつておきたいと思います。

○國務大臣(正力松太郎君) それはお

話の通りに、今度の原子力によつて持

つておられるか、承わつておきたい

と思います。

○國務大臣(正力松太郎君) それはお

話の通りに、今度の原子力によつて持

つておられるか、承わつておきたい

と思います。

○國務大臣(正力松太郎君) お話をま

すけれども、将来は民間に譲るべき

である。このおそるべき力に対するべき

相手の国家としては調整をとるつもり

であります。で、必ずこのおそるべき

力をそのままに野放しにするわけには

行けません。これはどうしても相当な

調整を國家はとるつもりであります。

○田畠金光君 原子力の開発あるいは

利用という問題は、おそらくこれは國

家資本によつてなされると思うので

す、ほとんどの面においてですね。そ

れが、要するに私は資本というものはお

うなつて参りますすると、あなたのお話

のよう、おそるべき力を持つてくる

が生れる、あるいは社会的な富の配分

というものが不公平をきたす、こういう

思ふのです。従つて今後の原子力の開

発利用というものは、あくまでもこれ

は私的資本の利潤ではなくして、國家

公衆のために、公共の文字通り福祉の

ために応用し、利用されなくちやなら

ぬ、こういうよう私は考えるわけな

のです。そうなつて参りますと、当然

新しい産業組織に応じて、今までの経

済の組織あるいは産業構造というもの

のです。それなつて参りますと、当然

新しい産業革命といふものが生れてく

ると思ふのです。で、まあ非常に抽象

的新しい産業革命といふものが生れてく

<

て原子力委員会がかくかくの経費が必要であるという一つの見積りを立てた、予算の計画を立てた。そうなつて参りますると、これは委員会の意思決定として大きな比重を持つわけなんですよ。そうなつて参りますると、第三条によって総理大臣はその決定を尊重しなければならぬ。今、法制局長官も認められた通り、委員会の意思決定としては総理大臣がそのままこれを認める、こういうことになつて参るわけであります。そういうものもこの委員会に関する限りは、ある意味においては予算の編成権といふものもこの委員会が持つ、こうしたことになつてきようと思うのです。そうなつた場合、現在この大蔵大臣の予算編成権といふものに対する一つの強いワクをはめると、それがこの委員会の権限を非常に強くしたというか、制約を与えてくるわけです。この委員会の権限を非常に強くしたと云ふことは、同時にその他の行政各部の権限の問題と衝突する面が出てくると考えられるわけですが、その点はどういうお考えになりますか。

○國務大臣(正力松太郎君) それはこ

とに書いてあります通りに、「原子力利

用に関する経費の見積り」いう字句を用

いておりますので、これについては事

務当局の方から説明いたさせます。

○政府委員(賀屋正雄君) なお補足し

て説明をさせていただきたいと思いま

す。ここに書いてございます「関係行

政機関の原子力利用に関する経費の見

積及び配分計画に関する」とは、作

日も補足説明で申し上げました通り、

原子力の利用に関する経費を要求いた

りますとか、あるいはアイソトープの利用に關係のあります農林省、それ

から運輸省もありましようし、各省に

ござります。その場合におきまして、

各省がその省の御相談で今年度幾ら要

求するかということをおきめになります

から運輸省もありましようし、各省に

ござります。

○田畠金光君 今の御説明によります

何ですが、委員会の所掌事務といふものは調整とか、あるいは見積りを立てるとか、あるいは配分をするとか、いろいろなさ

または規制をするとか、いろいろなさ

れておるけれども、結局は各省大臣の所掌事項はその省の運営によつて処理

されるという点が自由のようになつて参りますと、今度は強力な、委員会の権限といふものはそれほど強力じゃないのですね、非常にこれではだんだん

うに査定するかといふ予算の編成権はこれはあくまでも大蔵省にあるわけですか

ございまして、各省がまず基本的な要

求案を作りまして、それに対しても原子力委員会からの勧告によりまして、そ

れによって多少変わった案がまたそれを国

家財政の全般的な見地からどういうふ

うに査定するかといふことは、これは大蔵省の本来の権限で自由にできるわ

けでございます。それからそのようにいたしまして予算ができ上りましたあ

るわけですか。

○田畠金光君 そうすると、次の通常

国会になるべく早く科学技術庁設置の法案を出されると、こういうわけですね。

○國務大臣(正力松太郎君) 次の通常

国会に出します。なるべく早く出すつ

もりであります。

○田畠金光君 そうすると、次の通常

国会になるべく早く科学技術庁設置の法案を出されると、こういうわけですね。

○國務大臣(正力松太郎君) その通り

です。

○田畠金光君 その場合、この原子力

委員会といふのはやはりこうい性格

のものであつて、そうしてその原子力

委員会の庶務は科学技術庁の中に入

れる原子力局が担当する、こういうこ

ととなるわけですか。

○國務大臣(正力松太郎君) その通り

とめたものを作ることに予定しております。それにみんな含まれるというこ

とであります。そうしてそれに各省に

行っております原子力に関するものを

みんなそこへ統合するつもりでおり

ます。

○田畠金光君 それからこれは条文の解釈になりますが、これは政府委員の御説明でけつこうですが、第十一条

「委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き議決

御説明でけつこうですが、第十一条

ただ、しかし内閣總理大臣の許可があつた場合は、「報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふ委員会の當時仕事に携わられる方であるとすれば、第十四条の二項の場合等というものは考えられないと思うのですけれども、これは財界の人を入れるためにこういう条項を残されたわけですか。

の、何と申しますか、どういう人から選ばれるという抽象的な基準を先ほど正力国務大臣から承わったのですが、そういふ四人といふ数字と、それから原子力四人男と言われる人たちの数字はたまたま偶然一致するのですが、そういう関連性はございませんね。四人男といふのは名前を言わなくてもおわかりだと思います。どうですか。

○國務大臣(正力松太郎君) むろんそういうようようなことはありません。それからなおこの機会に、先ほど言論界からぬとらぬと申しましたが、適當な人がおりましたらとりますから御了承を願います。それから学界、財界、労働界と言いましたが、これはただその例をあげたので、要するに広く全国から適當な人を選ぶということになります。

○吉田法晴君 先ほどお尋ねをいたしましたのは、国会に議席を有しておりますものが委員の中には建前上入らぬだろうという点を念を抑したのでございますが、明答がございませんんでしたから重ねてお尋ねいたします。それから学界というお話をございましたが学界から出られるかもしらぬといふ人たちについて、実際にたとえばアメリカから最近帰つて来ました嵯峨根岸吉氏等有力であると新聞はいうわけあります。しかもそれを四人男が、国会の原子力四人男が推薦するだらうと、こういうことで書いてある。これはまあ新聞のことだから責任は持たぬとおっしゃるでしょう、おっしゃるでしきさつ、あるいは機構の問題に觸しましてまで、四人の諸君の相当のこれは活動があつたことは間違いないよう

たしまして決定をせられました十二月一日の閣議に至りますまでの模様を報ぜられておりますが、これらの点を見まして、ここで審議をいたしております内容、それから政府委員の答弁から現われて参りますものと報せられておりますものが相当関連をいたしますだけに、委員に、首繁に当つておりますだけに、委員の点についてもこういう推測が、記事が荒唐無稽だというわけには参らぬ、あたかもこれだけの原子力問題が実質的にはきわめて少数の人で強引に押され、あるいは人事の問題についても影響をされるという報道を聞くに至つては、私どもじんせんと……、あるいは人事の問題といったような、法案審議から言ひまするならば、こまかい問題でありましょうとも、これはやはり明らかにしていただきなければならぬと思ひます。正力国務大臣から一つ責任のある明確な答弁をお願いいたします。

に強いのだということがあるかどうか。前に法案を作るについても相当な影響力があるたるから、従つて人事の問題については広く天下の納得の行くようないてもそういうことがあるのか、ないならばないとして、どういう方針で、それではどこで御選考になるのか、こういうことをお尋ねしたのです。

○國務大臣(正力松太郎君) 決して、先ほど申し上げた通りに、これは人選については広く天下の納得の行くような人を選びますから……。そうして先も三つを、財界、学界、労働界ともきまつたようにお話し申し上げました。が、それはたとえばそのことくといふのでありますて、必ずそれにきめたわけじゃありません。従つて先の言論界から入れぬということを申しましたのが、あるいは適当な人があればといふのでありますから、要するところ、どこからの制肘も受けません。ほんとうに公平に納得の行くような人を選ぶつもりであります。皆さんからもまたい人があつたら御推薦願います。

○委員長(小柳牧衛君) 速記をとめて。

(速記中止)

○**秋山長造君** 私は昨日以来の正力国務相と各委員との質疑応答を聞いておりまして、どうもよくわからない点が数々ある、それらを時間的な制約とにらみ合せながら逐次確かめておきたい。

まず第一の点は、今回のこの原子力委員会設置法と、それから従来学术會議が掲げてきたいわゆる自由・民主・公開という原子力の三原則ですね。しかもしばしば政府自体もこれを尊重するということを声明してこられた、この三つの原則と、今回のこの原子力委員会設置法との関係は、どのようになっているのか、その点まずお聞きしたい。

○**國務大臣(正力松太郎君)** その三原則の趣意はちゃんと基本法の方にも出ておりますが、この委員会法の方にも出ております。まず基本法、要するに三原則の研究の自由、運営の民主的方法、技術の公開であります。その点は基本法の第二条に「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行ふものとし、その成果を公開し、進んで国際協力を資するものとする。」、こういうふうにこの二条にうたつております。

○**政府委員(岡部史郎君)** その組織の点におきまして、民主、公開、自由といふような三原則がどういう点に現われているかというお尋ねに対して補足して申し上げますと、原子力委員会設置法の一条には「行政の民主的な運営を図るため」とうたつてあります。それで行政機関を民主化するという精神

が組織上どういう点に一番現われてい
るかと申しますと、普通はその行政機
関が合議制の機関になつてゐるとい
ふことが、これが独任制の機関に比して
民主的な構成になつてゐる、こうい
うように一般的に考えられております。
そういう点におきまして、この原子力
委員会は五人のメンバーをもつて構成
されるという点において、第一に、そ
の組織上民主的であるということが言
えるわけです。第二点におきまして、
その委員が国民の代表機関である国会
の承認を経て任命される、任命手続の
点におきまして、これがやはり構成上
民主的なあり方を保障するというよう
な点に首肯しようかと思うのであります。
そういう点におきまして、この原
子力委員会が機構の点においても民主
的な工夫がこらされている、こうい
ふうなことが言えようかと思います。
○秋山長造君 まずその民主的な保障
ということについて、もう一步進んで
お尋ねしたいのですが、これはなるほ
ど合議制にはなつてゐるのですね、合
議制にはなつてゐるけれども、しかし
この「会務を総理し、委員会を代表す
る。」というその仕事は、これはもう国
務大臣たる委員長に専属しているので
すね。別に最も純粹な合議制ならば、
当然構成メンバーの中から委員長は民
主的に選ばれるべきものである。ところ
がこの原子力委員会の場合はそうで
はないに、なるほど合議的な形にはな
つてないけれども、委員会において
指導的な役割を務むべき委員長とい
ふものは、これは委員の意思とは別個
に、政府の意思によつて初めから天下
り的にきまつてゐるわけですねけれど
も、その点が一つと、それからもう一

つは、なるほどあの四人の委員は平等なく合議制のようですね。ただその中にも常勤と非常勤がある。二人を常勤とする、あとの二人が非常勤、こうなっている。そういたしますと、この原子力問題というような事柄の性質上、非常に専門的な性格を持つてゐる委員と、それから非常勤的にちょ
うなつてゐる。そういう機関の中で、常勤的に毎日勤務する

○政府委員(岡部史郎君) 今、秋山さ
づかみます。
○國務大臣(正力松太郎君) その点に
ついて管理部長から説明いたさせ
えになりますが。
それがあるというように私は思えるの
ですが、その点はどういうふうにお考
えになりますか。

でも人事院總裁は院務を總理し、人事院に對して代表する、こういうことになります。それから第二点の、委員長が國務大臣であるということは、少し民主的な性格において欠けてゐるところがあるじゃないかという御せんがござりますが、この点もまことに御指摘の通りでござります。完全なる、あるいはもつと高度の民主的な形態をとらねばならない、これが問題の所在でござります。

でも人事院総裁は院務を總理し、人事を外部に對して代表する、こういうことになつております。それから第二点の、委員長が國務大臣であるということは、少し民主的な性格において欠けるところがあるじやないかという仰せでござりますが、この点もまことに御指摘の通りでござります。完全なる、あるいはもつと高度の民主的な形態をとりまするならば、これは委員の中から委員長を互選するというような形をとることが考えられるわけであります。が、御承知のこの原子力委員会は、原子力行政に關して政策を企画、審議、決定するほか広範な権限を与えられております。これはきわめて政府の行政部面における重要な意思決定機關でありまするので、政府の、あるいは内閣の責任、内閣の政策との調和をはかるという意味におきまして、國務大臣を委員長としたということでございますので、その点は本来行政委員会、この歴史から考えますと、純司法的な、あるいは純立法的な機能を行使するためには発達して參つたのであります。それがだんだん本来の行政の部面まで入ってきます場合におきましては、こういうような行政の責任態勢との調和を考慮するというような形であるわけであります。行政委員会の例を申しますと、國家公安委員会にも、あるいは首都建設委員会にもそんな例がある。そういうふうにこれは各方面の行政を調和し、考慮した工夫である。そういう点において、しかし御指摘のようなその民主性の徹底しない点がある。どうかと思うのであります。それから第三点の常勤と非常勤との構成の問題である。

いたしますては、それは全員で、定足数を全員とするということは、これが活発なる活動を期待する意味においては無理な点があるうかと思いますので、やはりその最大限度をみましても、三人以上を定足数とするのでなければ、これは勤かないと想いますが、しかし会議を決定いたし、会議を掌握いたします場合におきましては、必ず五人に通知を出すわけなんでありまして、常勤たると非常勤たるとを問わず、その間に権限は相違はございませんから、五人の委員が常に御出席なさるならば、その間に常勤、非常勤の差はないと思っております。それから非常勤の委員が出席を制限されるというようなことは、これはあり得ないことでございますので、その点は御心配の点はなかろうかと思います。むしろ常勤、非常勤の差をつけたということは、その委員を選択する範囲を広くすると、どうしても常勤ではお招きできないけれども、非常勤ならばこの際非常に適任者で、これをお招きできるといふような場合もあるうかと、こう思ふわけであります。そういう場合の道を広くした。それから最後のお尋ねの、だれか一人が中心になるのいか。常勤の者あるいは場合によつては国務大臣が中心になるだらう、まあ國務大臣たる委員長が中心になるのはこれは当然でございますが、おそらく員会の運営上まことに当然のことあります。意思決定するのは各人平等であります。意思決定するには各人平等でありますが、それを取りまとめて、中心

になるということは、これは委員長のお仕事であろうと思います。

○秋山長造君 まあ今の御答弁の中で、まず第一の委員長の地位についての問題なんですが、これはおそらく委員長は國務大臣をもつて当然委員長に充てるという制度は、これはやはり民主主義の原則に対するある程度の制約を加えるものだと思うのです。だから完全に民主的ということからマイナス委員長をしたあとが民主的ということになろうと思います。しかしそうするやうにあなたの方の場合は幾ら民主的といったところで、内閣の責任といふことをあるから、これを調和させたのだといわれればそれまでだが、それから首都建設委員会とか、國家公安委員会の例をお引きになつたのですが、大体首都建設委員会というのは、これは抜う問題が違うのです。それから國家公安委員会の点はなるほどそうなんです。しかし國家公安委員会がこうだから、これもこうあつていいというわけにも行かぬので、われわれをして言わしむれば、國家公安委員会だって、ああいう形にしたのは、まことにわれわれとしてはけしからぬと思うのであります。あれは警察権力を中央集権に近づけたというのは、何といつても大きな要素なんで、だからああつているから、これだけ民主的だというわけに行かない。これはやはりその点は民主主義の原則からは少し後退しているとおもいます。それからもう一つ私申し上げたいことは、原子力委員会は、まあ昨日來の正力國務大臣の御答弁では、とにかく法律的な性格はともかくとして、いすれにしても強力な委員会だと、こういうお話をだつたのです。どこ

りがいろいろ法律的な性格を調べたり、いろいろやつてくると、結局あまり委員会そのものは強力でないのではないかというような疑問も起る。第一の手足がない。原子力局というものはこの手足じゃない、別にある。しかも原子力局の担当大臣は、やはり正力國務相がおやりになると、だから結局委員会の手足じゃないけれども、原子力局は正力國務大臣の手足であることは間違いない。そうすると、委員会はあまり強くないけれども、委員長たる國務大臣というものは非常に強いということになつてくるの

です。実際問題としては……。委員会も主宰し、これを代表し、しかも手足としての原子力局というものをがつちり握っているのですから、委員はあまり強くななければ、委員長はこれももうまことに強力な権限を持つ、このようにになってくると思う。そこで、常勤は非常に強いということになつてくると思えますけれども、それは心がまえとしてではなく、専断をやるにもやれぬような組織にしておかなければ民主的でないと

いたしますからどうぞ。

○秋山長造君 これは水かけ論になりませんけれども、それは心がまえとして、そういうことで、これはもうわれわれの言うのは、心がまえとしてでなく、委員会はあまり強くないけれども、委員長たる國務大臣というものは非常に強いということになつてくるの

です。それから午前中に田畠君と、委員会の幹事長の二号に出ておられるあれですね、会社の社長等、総理大臣の許可があれば委員になれる、これと同じケースなんで、結局は、けさほど委員四人も、財界、学界、言論界というようなことをおつしやつたのですけれども、財界の人がするのですが、そこでお尋ねしたいことは、けさほど委員四人も、財界、学者、言論界というようなことをおつしやつたのですが、そこでお尋ねしたいことなんですが、たとえば十二条の委員の給与というような点において、常勤と非常勤がどういう扱いになるのか。それからもう一つは、もちろん会議をおやりになる場合には、常に強い委員会だと言つてこられたのは、委員会じゃなしに、とにかく非常に強い委員長だということを言つてこられたのだろうと思う。だから、その常勤は非常に強いかもしれぬけれども、委員会そのものは私は民主的なような形のようになつていて、それがどうかと思うのですが、その

ところは、どういうようにお考えになりますか。

○國務大臣(正力松太郎君) 先ほど私は

強いと申し上げましたのは、きのう

申し上げた通り、委員会できましたこ

とを総理大臣が尊重しなくちやならない

い、総理大臣が義務づけられておりま

す。それだから政府委員の説明通り、

長を取り巻く右大臣、左大臣二人の常

勤委員と三人でやつてしまつ。しかもその中でも委員長の権限は特に非常に強力であるし、原子力局という手足を

持つておるので。これは正力さんの力で……。これは専断にならぬよう

に慎んで、民主的にやるよう

に慎んで、民主的に

味も加えてやろうという意味もある。そうしてこれはやはり有力なる委員会として行政委員会的に将来持つて行く方がいいじゃないかというくらいに思うのですが、この委員会の問題はともかくとして、あなたがこの両政党の協力ということ、これがこの原子力法並びに原子力行政の生まれた根本として大切である、この精神を将来も一貫しようというお考えならば、そこで私はこの法の上に今入れると申しません。申しませんが、将来この原子力の立法並びに行政というものは、どの程度発展するか、非常に発展するものだと思う。従いまして、やはりこの原子力法並びに原子力委員会、これ以外に大きな、つまりこういう小さい四人とか、五人とかいうものでないで、要するに両政党の協力態勢というものをその委員会の中に織り込んであるところの、協議会でもいい、審議会でもいい、何かそういうものを一つ持つていうのが、私はこの精神を永遠に生かす非常に大切な問題であると思う。そこで今すぐそういう種類の協議会とか、委員会とかを置けばとは言わないけれども、これは近い将来において科学技術庁をお作りにならうし、そのは原子力行政はいろいろな方面に発展すると思うから、今の両党合同の精神を生かして行くような組織を一つ別に考へるべきじゃないか。そしてこの精神を生かして行くべきじゃないか、こう私は思うが、それに對するあなたのお見を伺つておきたい。

○國務大臣(正力松太郎君)

まことに

払うことになつておりますので、これ

ごもつともお話をあります

趣旨をよく尊重いたしました。今度科学

第一回

内閣委員会議録第八号

昭和三十年十二月十六日

【參議院】

技术厅のできるときには、その意味を盛り込むつもりでおりますから……。

○廣瀬久忠君

もう一言ちょっとと。ま

たこれはいいかげんになつてはいけま

せんから、はつきりいたしておきます

が、その科学技術庁というものがどう

形でできるか知りませんが、根本

精神は、この両党が合同してこの問題

を生み上げたということをよく根本に

置いて、そうしてその精神に基いて育

て上げるようなものを一つ考えてい

く。いたずらに、いたずらにという言

葉は弊害があるが、とにかく私の言う

ことは、露骨に言えば、やはり両党の

議員を主体に入れたものを考えなさ

い、こうことです。どうぞさよう

御承知おき下さい。

○國務大臣(正力松太郎君)

まことに

ごもつとも御意見です。その精神を

よく考慮して入れて行きたいと思いま

す。

○委員長(小柳牧衛君)

ちょっとと速記

をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(小柳牧衛君)

速記を始めて。

○秋山長造君

ちょっととさつきの御答

弁を……。

○政府委員(岡部史郎君)

それでは二

つお尋ねがございましたが、簡単な方

の一つから申し上げますと、常勤の委

員には給与法の改正によりまして、こ

れに七万二千円の俸給月額を支給する

ことになります。それから非常

勤の委員は、これは非常勤の委員とい

うふうに思われます。

○國務大臣(正力松太郎君)

それは大

学の研究の自由を尊重するために特

に付帯決議が出ております。

それに「原

子力委員会設置法案第二条第三号の関

係行政機関の原子力利用に関する経費

の点につきまして、この第三条に

はいけないと思いますから、特にこう

いうことを入れました。

○秋山長造君

それは、今の読まれた

のは、これは政府の原案ではないので

衆議院の議員がやつたことですが、そ

の法律が研究の自由を尊重することに

なつてゐるというのちよつと違うと

思ひます。そういうのはちょっとと違

うのです。そういう付帯決議をつけ

なければならぬというのは、政府の原

案はその点において不完全であるとい

うことを物語つてゐるので、なぜこの

原案にそういうことをはつきりお入

りにならなかつたかということを伺い

ます。

○國務大臣(正力松太郎君)

まことに

払うことになつておりますので、これ

ておりますが、その範囲内におきまし

て内閣総理大臣が定めて、そうして支

給する。勤務のつと支給することに

なつております。従いまして、出勤する

つどございまして、どういう機会に

出勤するか、何回この委員会を開催す

るかということは、この法律の最後に

あります政令によつて定める、あるい

は政令の範囲内においてそれぞれ委員

会の規則で定める、こういうようなこ

とににならうと存じます。

○秋山長造君

今件はちょっとあと

回しにしますから……。それで大臣に

ついでにお尋ねしますが、今までお尋

ねしてきたことは、主として民主主義

の原則がどう貫かれるかということ、

これはあとで事務当局にももう少し伺

いたいと思いますが、次の原子力研究

の自由ということですね。この研究の

関係はどういうことになつております。

この問題とこの原子力委員会設置法と

の関係はどういうことになつております。

つか。もっと具体的に言えば、この原

子力委員会設置法のどこにも大学の研

究の自由の尊重ということが入つてな

いよう思われる、その点どのように

お考へですか。

○國務大臣(正力松太郎君)

それは大學

の研究の自由を尊重するために特に

付帯決議が出ております。それに「原

子力委員会設置法案第二条第三号の関

係行政機関の原子力利用に関する経費

の点につきまして、この第三条に

はいけないと思いますから、特にこう

いうことを入れました。

○秋山長造君

それはも

ちろんそうあります。

○秋山長造君

どこまでも……。

○國務大臣(正力松太郎君)

一応尊重

してやつて行くことであつまつたま

す。法律の件につきまして、その点わ

れわれも当然考慮をいたした点でござ

いまして、第二条の七号にもその点を

はつきり明示いたしております。原子

子力利用に関する研究者、技術者の養成

訓練に関することは、この委員会がい

るいろいろ審議決定をいたすことになるの

でございますが、大学におきまして講

座を設けまして、この原子力利用に関

する研究をいたします場合に、その講

座の内容にまでこの委員会が立ち入る

ということは、いかにも大学の自治研

究の自由を害するというおそれもござ

いますので、この点をはつきり明示い

たしたわけでございます。もう一つ

は、先ほど付帯決議に出ましたような

経費の点で、経費で縛ることによつて

その研究の自由を阻害するおそれはな

いから、どうお考へでござりますが、こ

の点につきましても、この第三条に

はつきりは明示してはございませんが、

できるだけこの付帯決議の趣旨で、こ

の大学学部における研究経費をいさ

かでも制限するというようなこととのな

いような運営をして行きたいと考へて

いるようなわけあります。

○秋山長造君

まずもう一度はつきり

おいては大学における研究の自由をあ

くまでこれは尊重されるという御意思

であるのか、どうか、その点をます聞

いてからあと聞きますから、その点ど

うですか。

○國務大臣(正力松太郎君)

まずもう一度はつきり

お尋ねいたしましたが、政府に

おいては大学における研究の自由をあ

くまでこれは尊重されるという御意思

であるのか、どうか、その点をます聞

いてからあと聞きますから、その点ど

うですか。

○國務大臣(正力松太郎君)

書きましたが、やつぱりせめて七号にこう

いうカッコ書きも何もつけて

書きましたが、やつぱりせめて七号にこう

には大学の研究費は含まれないからと
いうふうなことは入れておいていただか
がないと、ただ衆議院で付帯決議をつ
けたといつたって、付帯決議なんとい
うものは、これこそ政府が尊重する、からと
せぬは政府の自由だし、別に法律的な
拘束力を持つたものでない。まあその
点一つどうですか。なぜそういうもの
を始めから、立案するときにもっと用
意周到にお考えにならなかつたか、現
にこの間の学術会議あるいは大学関係者
が国務大臣その他へ申し入れにこら
れたと思うのですが、この説明をつけ
るんじやなしに、なぜ法案そのものを
初めからそういう疑いの余地のないよ
うになさらなかつたかということをお
尋ねしたいと思います。

を入れるほどの必要もないだらうといふような考え方で、こういうような表現になつたわけでありまして、私ども事務的に申しますと、この三号がカッコ書きがあるいはないことが大学の研究の自由を阻害すると解釈されないと、こういうような考え方なのであります。従いまして、解釈上それを議院の方の御決議などから拝見いたしまして、そういう趣旨をここで読めるとして、こういうように考えるのでござります。

整いたしまして、こういう法案にならなければいけないでござります。直接大学からこの法案作成に参画していただいたわけではありません。

○秋山長造君 たとえばこの問題についてずっと関係してきていらっしゃる藤岡由夫博士ですね、その他茅さんなどが、これはこういう問題について読んだんですが、この案が出たのに對して、私は新聞でやつてきておられるその藤岡さんが、この案が出たのに対しても立ち入って今までこの案が出了のに対して、私は新聞で対して、これではいかぬと、これはもうもと学者の大学における研究の自由を尊重するところの保障がなければいかぬということを書いて、この政府の原案に對して非常な不満をぶちまけておられる。だからそこらが今まで原子力の問題については藤岡さんなどの意見を徴して、聞いて、一緒に仕事をやっておられる係の皆さんが、今回のこの法律の立案についてだけは、そういうものの意見は一切聞かずして文部省の意見だけ聞いてそれをやるということは、ちょっと私は手続として不十分ではないかという気がするのです。國務大臣、どうお考えになりますか。

○國務大臣(正力松太郎君) 今、政府委員が言った通り、文部省から十分聞いておりましたから、それでよからうという考え方であります。

○秋山長造君 文部省から十分聞いたところをのけものにして、今まで相談をかけたことのない文部省の役人に相談をして、そして文部省が言つたからそれ

でよろしいというような、ちょっと三原則などの問題がはなはだやかましく言われているときもあるし、私は政府のやり方としては非常に片手落ちといいますか、不十分な、周到でないやり方ではないかと思うが、これは今後のこともありますから、やっぱりもう少し慎重にやってもらわぬと困ると思う。

○政府委員(岡部史郎君) これにつきましては、いろいろいきさつがござります。もちろんその学界関係からの意見を微します場合におきましては、政府のルートといたしましては、最終的に閣議決定をいたします場合においては文部大臣の御意向が反映するわけでございますが、そのほかのルートといたしましては、原子力利用準備調査会の会議あるいは専門委員をしておられる学界の方々の御意見、あるいは行政審議会の委員をしておられる学界の方の御意見も十分に立案の過程におきまして尊重し、承わって立案に携わって参ったわけでございますが、先ほども申し上げました通り、原子力委員会なり、あるいは科学技術庁なりがこの大学の学術研究に関する予算を取扱う場合は科学技術庁なり、この原子力委員会が原子力に関する経費を、一つの考え方でございますが、一括してここに計上する、そしてそれを配分するというような場合におきましては非常な、ある面におきましてこれを助長奨励する面もあるのであります、拘束、統制するという面も出て参りますので、そ

のような場合におきまして、大学の研究費をどうするかということにつきまして、これは特段に慎重に考慮しなければならぬ場合であります。その場合におきましても、そういうようなことをすることが大学の研究の自由を阻害するのか、あるいは研究の自由を阻害しないで、大学に大いに予算をつけるためにそっちの方にプラスになるのだというような考え方もございます。学界におきましても、そのような二つの有力な考え方があるように承つておりますが、このたびの原子弹に関するお話を伺つて、單に経費の見積りだ、あるいはそれの配分計画だというような点におきまして、先ほど来申し上げました大学の研究の自由というものを何ら拘束する点はないのではないかというような考え方、これは政府関係部内におきましても、そういう点におきましてその点一致した考え方なのでござります。そういう意味におきまして、御指摘の点御心配はごもつともでございますが、おそらくそのいろいろな考え方方が、こういう一括計上とか、配分とかいうような考え方の場合における考慮と少し違う点があるのではないかどうか、こういうようになります。

ら安心だという気持にはなれません。これはただ心がまえとして、できるだけ尊重しましようという心がまえをあなたの方おつしやつておるのでありますので、この法文のどこにも、尊重するだけで、この法文のどこにも、尊重するという保證はどこにもないのですから、だから衆議院の方でも特に付帯決議をつけられたのだろうと思う。そこで衆議院の付帯決議は、これは正方大臣がまるで政府自身の原案であったかのとき御説明でしたのですから尊重されるべきであるけれども、ただ衆議院の付帯決議は大学の学部ということなんですが、大体問題は大学学部というよりも大学のいろいろな付属研究所がございましてね、付属研究機関か……。そういうところでの研究ということが問題だとうとうところでの研究ということが問題だとうとうと思う。そういうところ、大学の学部ということになりますというとさつきおつしやつたように、たゞ講座とか何とかいうような、あまり金もからぬ、口でしゃべってノートをとらせるようなところで、実験設備は少しあるというようなことになるでしょうが、やっぱりそういうことでなしに、大学の研究は決して学部の講義だけの自由ではないので、むしろ付属の研究機関、大学院その他における、少くともいやしくも大学というワクの中におけるあらゆる研究の自由であると思います。だから衆議院の方はどういうお考えであるかしらぬけれども、非常に範囲が局限されておると思う。だからおぎざら私が先ほど来申し上げるようないろいろな疑問と不安が出てくると思う。その点は正方大臣はどうなようなふうにお考えになるのですか、あるいは大学の学部だと、何と

かいうことでなしに、要するに大学における研究の自由一般というものを十分に尊重して行くのだ、こういうお考えであるかどうか、その点承わりたい。

の通りです。大学の一般の自由は十分尊重いたします。

れば、そうじゃないのじゃないかといふ
うわけにもいかず、これは信用するよ
りしようがないのですが、やはり大臣
はここから算平力の問題については能

常に氣負い立つて大きな抱負を持つておられる、まあわれわれもこれは御期待申し上げておるのであるから、だから

それだけに一つ大いにやっていたとき
たいとと思うけれども、やはりこの学問
研究の自由ということだけは、これは
いふる貴重の変形ばかりで、いか

なる場合にも断じてこれはもう至上命令としてやはり尊重されることが、長い目で見てやはり原子力研究の発展の

上にもそれは大いに役立つことだろうと思う。これは釈迦に説法ですけれども、その点重ねて一つはつきり御言明を乞う頃、して、そしてやれませぬか

○国務大臣(正力松太郎君) 御質問の
趣旨はよくわかりました。必ず大学の

○政府委員(岡部史郎君) 先ほどお質
問いたいと思います。

第一点は、この原子力委員会の委員長が國務大臣になっておるのを、例と上げます。

長が国務大臣にたてれるのを、併し、いたしまして國家公安委員会とか、草都建設委員会が模範とするに足らぬと

いうようなお話を聞かせてございますが、これは全くお説の通りでございました。私ども摸範とした意味じゃないのですが、さいますが、ただそういう例もあると、これはいすれも行政の能率的な見地、あるいは内閣の行政責任の見地と、それから行政の民主的な見地との調和ということについての一つの工夫の例である、こういうような意味で申し上げた次第であります。それから、これは非常に委員長の権限が強くて委員会の権限が弱いじゃないかというお尋ねでございますが、これは委員長は結局「会務を総理し、委員会を代表する。」権限は持っておりますが、その権限はすべて単独で行使できませんで、あくまで合議制の、委員会の多数決の意思によらなければ少しも動けないと、そういう意味におきまして、委員長でなしに、むしろ委員会が強いのである、こう申し上げなければ少しくらいと思います。それからこれは非常に専門的なが国にとって未知の分野である、そういう意味におきまして、この委員会に専門的な学識経験の深い委員がおりになるならば、その委員会の決定なり、意向なりが、これは実質的に非常に強いものになるのでありますし、それによってそれを行政に具体化するのが委員長の仕事であると、こう思います。

つもりだらうとまあ想像されるのであるのはだんだん時とともに拡充されるが、前の砂田防衛厅長官の旅先でのいろいろな言明によると、これはもうも

子兵器なんかも日本の防衛庁においてどんどん取り入れてやるべきである。どうよな、オネスト・ジョン

もう古いという、非常に勇ましい放
もずいぶんあつた。まあいずれにし
しても、防衛省の技術研究機関では

はり原子力兵器の研究というようなものもある、あるいはすでに着手されているかも知れないのである。また今後取り組むべき問題

げられることになるかもしない。これはもう常識です。常識としての手ですが……。で、こういうものもや

りこの原子力委員会の所掌事務の中
包含されるのかどうか、その点……

と原子力委員会設置法と相待ちまゝ、これはあくまで原子力の平和的利用に関する行政機関でございますの

、いやしくも原子力の軍事的な利法は全然除かれている、こう考えす。

秋山長造君 今の原子力基本法が日本における原子力問題のいわば憲法なのです。これにおいては平和利用以外

利用といふ」とは考えておらないのですか。

秋山長造君 だからいかに防衛庁で
つても、何であろうと、いやしくも

本の国内に関する限り、いかなる提
においても、いかなる機関において
、平和利用以外の利用はその研究上

立派な外の利用の研究等のうものは許しておらないわけですが。これは憲法の建前からいつても、

第一部分

は適当でございますが、原子力委員会の方までやる必要はなかろうというふうに考えたわけでございます。それから第六号の「財団法人原子力研究所に関すること」でございますが、これはまだ原子力研究所に對して政府がいかなる監督をするかということは、法規的には民法上の監督以外にははつきり定まっておらないのでございまして、別に議員提案にかかります原子力基本法案の方におきまして、将来こういうことは政府は別途法律を設けまして、いろいろな監督事項を定めるわけでございますが、そこに至りまするまでの間、民法上の財團法人に対する監督をいたします場合の、主務大臣がだれになるというような点をはつきりさせるという趣旨を現わすために、この原子力局の方の所掌事務の方に掲げたわけであります。

「原子力利用に関する政策に関する」と、これにも入りましょうし、お譲りの通り、その他第九号で重要な事項、何らかアイソートープに関する重要な事項が生じました場合には、もちろんこれによって所掌いたすことができるわけですが、原子力局の方におけではございませんが、原子力局の方においては、各省が行います行政と直接結びついておるアイソートープの利用の現段階をさらに推進するという意味のこととを原子力局の方に明示したのであります。

○秋山長造君 それでわかりましたが、そうすると、六号の原子力研究所についても、これはまだ設けられていないから、取りあえず原子力局の方の所掌事務としてあげてあるのだが、どうせこれは設けられれば相当大きな役割をしてくる実施機関になるわけですね。そうすると、当然この原子力委員会の所掌事務の中でも、これは相当大きなウェートを持つてくるのではないかと思うのです。その点はどうですか。

○政府委員(賀屋正雄君) その点は、先ほどの第九号で、その他原子力の利用に関する重要なことで読もうと思えば読めるわけでありますが、御説の通り原子力研究所に対する監督という問題は非常に重要な問題でございます。したしまして、一つの考え方としては、原子力基本法に基きまして、原子力研究所に関する法律が現実に制定されまして、監督事項のはつきりいたしました場合には、一つの考え方としたしまして、その法律でもってこの原子力委員会の所掌事務を改正いたしまして、特に一号を掲げて明記するということを考えられるのではないかと用います。

ほどの大學における研究の自由というような問題もあつたり、それからまた今の所掌事務等についても多少の疑問が起つてくるのですが、まあいすれにいたしましても、これは現実には何にも整つていらないものを、ただ紙の上でけで先に前もつていろいろやられるわけですから、だからどうせ来年の一月一日から施行されることになりますが、それで新年度の予算も組み、漸次形が整つて來、科学技術庁もできて原子力局もそれに吸収することになりますと、やはり遠からざる将来において、この原子力委員会の設置法案、内閣總理府設置法、こういうものは相当また大幅に改正せなきゃならぬというときがくると思うのですが、そういうことを予想されておりますか。

○政府委員(質屋正雄君) 将来のことではございますので、大幅になるかどうかははつきりいたしませんが、当然この科学行政機構の問題もござりますので、そのときには当然何らかの改正が加えられることが必要になつてくるものと考えております。

○秋山長造君 まあいすれにいたしましても、この原子力関係の法律が實際に動いてくるというのは、やはり新年度の予算が組まれ、また原子力利用についての年次計画というようなものがつかり固まって来てからだらうと思う。そうすると、法律が国会を通過したままで、そのままの形で予算が通つたままで、そのままの形で予算がきまり、いろいろ機構がまとまつくるときを待つということになるのですね、こういう年末のきわめて切迫しがね、まあいわばどさくさの空氣の中で、こういう重要な問題を完全に十二分に練らない今までお出しになつたと

いうのは、これはまあ大臣にお尋ねせんにやいかぬことかもしけれども、どういう事情なんですか。われわれも全くこういう重要なものを一日か、一日半くらいでばたばたと、それあがる、それあげろということできき立てられているのですよ。

○政府委員(岡部史郎君) その点は科学技術庁が将来できます場合におきましては、もちろんこの総理府の内局である原子力局というものに吸収されまつし、先ほど廣瀬委員からもお話しございまして、大臣からお答えになりますが、ある種の問題とか、いろいろ考えられる問題はござりますので、変つてくることは事実免れないことと思うのでございますが、しかしあが間の原子力政策を一日も早く審議し、決定するということが必要である、今の情勢において一日も早く歩き出すことが必要であるということは、正力大臣からもたびたび申されました通りで、この原子力委員会というものが一日も早く発足し、一日も早く原子力政策の企画、審議、決定に対しまして大きな歩みを始めるということは、この機構で十分やり得ることでありますので、しかももまた現実に通産省あるいは経済企画庁に分散しております機構、機能を集めめて、これを動き出させるということができる、やり方によりましてやることが可能でありまして、その必要性もきわめて大きいものと存しております。

○秋山長造君 従来政府でお立てになつておった原子炉建築五カ年計画ですか、ああいうものは今度原子力局ができれば、それで引き継いで行かれるのですが、それとも今まで立てられたのだい、ああいう計画というのは一応ここで御

○政府委員(岡部史郎君) この原子力委員会設置法の第二条の委員会の権限で「原子炉に関する規制に関すること。」いうこともこの委員会の権限に属しますので、この委員会が発足いたしますならば、その点もこの委員会におきまして決定し、実施に移すことになるだらうと思います。

○秋山長造君 もう一点だけお尋ねいたします。十四条の委員の資格要件の中に、積極的に政治運動をやつてはならぬということがある。これは國家公安委員なんかの場合にも同じような規定があつて、当時われわれいろいろ聞いたんだけれども、結局わからずじまいになってしまった。これはどういうふうに解釈したらいいですか。

○政府委員(高辻正巳君) 積極的に政治運動をするということの意味いかんということをございますが、これはただいまお話をありましたように、実はほかの法律の規定にも先例がありますので、大体踏襲というような格好で来ておりますけれども、こういうことがどうなるのかというようなお言葉では、あるいはお答えできるかもしれませんけれども、一般的、抽象的に積極的に政治運動をするということを、あくまで具體化してお話しすることは非常にむずかしいのです。いずれにいたしましても、ここで初めて設けたものではなくて、大体今まで使っておった言葉をそのままにここに譲けて来たと、いうことが立案の過程でござります。

かもしれないけれども、そういう機関が行政組織法にはあり得ない、こういうことを私は言って参ったわけあります。早々の間であつたろうと思います。されに関連いたします組織についてもすさんだということは、この委員会の審議を通じて明らかになつたと思うのであります。そこで今改正の話が出ておりますが、なるべく近い機会に改正をして出す意思があるかどうか。その中で民主性あるいは自主性等について、より一そうちこの法律案の中に改正して出てくる御意思があるかどうか一つ承わりたい。

員の構成、あるいはさらに原子力局等の構成、こういう構成の中で、あくまでこの文民優先というか、文民統制というか、文民支配というか、そういうものをがっちりうたつておく必要がある。だから資格要件としてやはり文民でなければならぬということをあくまで確立しておく必要があるのじやないかということだろうと思うのです。その問題について、正力國務大臣はどのように考えられておるか。

○秋山長造君 それじゃ文民優先で行かれるわけですか。

○國務大臣(正力松太郎君) なるべくそういうふうにして行きたいと思っております。

○菊川泰夫君 それじゃだいぶ法律論で皆さんお尋ねになりましたので、正力國務大臣に、きわめて常識的な点で二、三お尋ねしておきたいと思います。

一つは、原子力の利用ということを盛んに言われるんですが、原子力といふのは、實際につかんでいる人はほとんど少ないとと思うので、あなたは原子力大臣にこれからおなりになるわけがありますが、一体何に利用されようとするのか。まあ発電か、飛行機か、船を動かすのか、主として正力さんの構想は、第一番に何に利用されようとしているか、一つお話しを願いたい。利用しようと言われても、何に利用されるのですか。

○國務大臣(正力松太郎君) これは原子力は、原則としてこの基本法によります平和的に利用するということでありますから、従つていわゆる産業に利用する、あるいはまたこれに対するアシストープ等もありますから、それは医学に、あるいは医療に利用して行きたい。こう思つておるわけであります。

○菊川泰夫君 次に、実験の段階から実用の段階に入る目途を一応どの辺に置いてあなたはこれから原子力大臣、委員長としておやりになるか。これも長いことかかる、五年も七年もかかるって、それから使うっていうのであるか、それともどのくらいのときになつたら実用、産業方面に利用できると、

○國務大臣(正力松太郎君) これは五
ヵ年目に五万キロワットの動力を出す
ということになつておりますから、そ
れで行くとしますれば、大体实用に近
いものに行くかと思つております。そ
れですから実用に入るのも決して遠い
ことではありません。五、六年の後には
行くだらうと思つております。

○菊川孝夫君 そうすると、この委員
会の法律は一月一日ですから、五
年先には、大体實際に原子力が日本で
利用されるというのがあなたの目途で
すな。

○國務大臣(正力松太郎君) はい。

○菊川孝夫君 その次に、そこまで行
くには、まあ原子力だからといふの
で、何でも相当経費はかかると思う。
一体五年先に五万キロワットかの動力
が出るようになるまでには、大体どの
くらいの国費を使つたらそのくらいの
ところまで行くのか。これも櫻樹はお
持ちになつてゐるだらうと思う。それ
はもちろんその通りには参らぬと思つ
ますが、一体どのくらいの経費を要る
ものであるか、一つ……。

○國務大臣(正力松太郎君) 三年間に
は私は大体三百億くらい要ると思つ
おりますが、實際その状況をにらみ合
せて、それからあとのこととはやつて行
きたいと思っております。

○菊川孝夫君 そうすると、三年間に
三百億としますと、あの二年はもつ
とかかると見なければならぬから、約
一千億くらいのものは、一応しろうと
考えによつてもみなければならぬ、こ
ういう程度でよろしうござりますか。

○國務大臣(正力松太郎君) はつきり

した数字は持っておりますが、一千億ぐらいかかるつもりでかかった方が安全だと思います。

○菊川泰夫君 それから次に、先ほどからいろいろ委員会設置法について質疑応答を伺っておりますと、政治活動云々というので、いかにも政党の闘争を許さぬとかいうことを盛んに言っている。何でも委員会とかいうものは、すぐ政治活動をしてはいかぬ、政党の役員はいかぬというんだが、一体政治的中立ということも大事だとは思いますが、けれども、何も政党の役員だろうが、国会の議員だろうが、原子力の権威者であったならば、その委員会に入れてはいいと思いますが、盛んに、最近のもう何でも出てくる委員会であるとか何には、政党の役員は排除する、政治活動をしてはいかぬといつてゐますから立法するときに、いつでも政党を排除する、政治活動はいかぬということは、自分たちがすぐ何かを政治的に利用しようとする意図を持つてゐるからそういうことになるんだが、少くとも政治家である以上は、わきまえを考えると思う。政治活動と、自分の委員活動とははつきり区別できると思います。少くともこのくらいの見識を持なければ政治家とは言えぬと思うのですが、それをみずから国会で立法する際に、何か委員会を設けるときには、政党の役員であつてはいかぬ、政治活動をやつてはいかぬというのあります。これは考えなければならぬと思いますが、法制局長官にその歴史、それから外国例等について最後

に伺つておきたいんです。今後、私は政党の役員であつても、そんなものは何ら差しつかえない。政治活動をやつてもいいじゃないか。それをみすから、いつでも政治というものは悪いもののように心得て、何かすぐ利権をあさると、こういうふうに結びつけるところに間違いがある。今までそういうふうになつたものもあるかもしませんけれども、これは一べんどこから出てきたか伺つておきたい。最後に、これについての正力國務大臣の見解も伺つておきたい。あなたは今まで一応政黨員ではなかつたのでありますから、今度新しく入られまして、やはりそういうものを排除しておつた方がいいかどうか、これは原子力委員会の法案に關連いたしまして、正力さんの一つまず最初に見解を伺つて、それから法制局の方から御説明を願いたい。

○國務大臣(正力松太郎君) 私が申し上げたいのは、先ほど皆さんのおつしやるよう、原子力というものは恐るべき力がある。これは大へんな影響を受けるのです。従つてこれは全国民が一
致協力してこれをそれだけにしなくちやならぬ。政党といいますと、これは反対党もありますが、そんなことでなく、全國民が一つになって原子力利用にいく、その意味で申し上げるのであります。

○政府委員(高辻正巳君) 私まことに申しわけないのであります、法制局長官でございませんで、次長でございますが、かわりにお答えをしていただきます。行政委員会その他合議制の審議機関に、政党等の役員等が入ることを排撃することはどうかということをございますが、大体行政委員会なり

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

調査、利用を進めて参らなければならぬことは当然でありまして、そのためには從来の経過からかんがみますといふと、この問題については積極的な研究、調査、開発を要するとともに、その行政の執行に当つては民主的な運営をはかるということの必要であることはまた当然と言わなければなりますまい。そこで本日審議中の二法案について内容を検討いたしましたと、会期切迫の折から、これらの諸問題を解決するのにはなお不十分な点があり、かつまた検討を要する事項も少くないのであります。たとえば行政組織法の性格の問題、委員会の組織の内容等についてもまだ相当の論議の余地があるものと認められるのであります。前段に申し上げましたような理由と、おままたこの基本法制定に当りましては衆議院における二大政党の一致の意見によつて、形の上では全国一致の態勢が整つておりますと考へられるのでありますので、重ねて申し上げますが、この態勢下においては、この運営については、その趣旨を十分に生かすようにこれを希望するとともに、先ほど廣瀬委員から御言のありましたように、この態勢を一層強化するために、あるいは審議とするために、あるいは審議とすることに決定いたしました。

案は、全会一致をもつて本委員会の決議として採択されました。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条によりまして議長に提出いたします。

ひ日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律の一部を改正する法律案並びに公共企業体職員等共済組合法案につきましては、会期も切迫し、会期中に審査を完了することが困難であるんでやまない次第であります。

以上の希望をもちまして本案並びに付帯決議案に賛成の意を表する次第であります。

○委員長(小柳牧衛君) 他に御発言もなければ、討論は終結したものと認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。よってきよう決定いたしました。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。

それから報告書には多數意見者の署名を付することになつております。両

案を可とせられた方は順次御署名を願

認めます。○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

認めます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ると思つております。しかし飛行場が敷地所あると移転ということは、これは言うべくしてなかなかむずかしい問題でございます。こういうふうに考えております。御承知のように、あれだけの大きな面積が現在の飛行場に使われている、これを移転いたしますということになりますが、狭い国土の中では、それと相当する面積を見つけて、しかもそこに持つていくという作業になり、まあ最近な例でござりますけれども、從来あります飛行場を整備するということで拡張をいたしますにつきましても、これだけのまあ問題が起るぐらいの性格を持つてゐるわけであります。ましてや新しい飛行場を新規にそこに作る、片一方の飛行場は変えるわけでござりますけれども、こういうことはこれはなかなか簡単でできる問題でもない、こういうふうに考えるわけであります。従いまして、これは移した方がいいと申上げましたような事態、なかなか簡単にないかの問題である。こういうふうに考えます。

昭和三十年十二月十六日【參議院】
場合にテープが切れた、その切れたテープをゆわえて、それで測量をしておる、この際にまあ警察官がテープを持つて測量をしたというような行き過ぎもございましたが、とにかく測量はいいかげんでありました。距離を測量いたしましたとしても、正確な測量ができるないことは、これはもう何人も否定することはできないと思うのであります。それから大高根の場合には測量班と立会人が一緒にいなかつた。砂川の場合にも周辺におつたことは間違いないであります。されども、測量のそばに立ち会つて、一々立ち会つていなかつたことは、これは間違いない事實であります。そこで土地物件の調書というものはどういう性質のものと考えられるのか、そういう粗疏な調査でいいのか、いわば砂川のごときは測量をしたといふ格好をとるだけいいと、こういう点が明らかであります。そういうので測量あるいは調書というものが有効だと考えられておるのか。それから私どもの理解では、立会人は本人に立ち会いを求める、それはその土地所有者の土地に立ち入るのですから本人に立ち会いを求める。本人の立ち会いが拒否された場合に市町村長に本人のかわりに立ち会つてもらう、市町村長の立ち会いが拒否された場合に都の吏員なりあるいは県の吏員が立ち会う。いわばこれは土地所有者のかわりに利害関係者として、土地所有者の代理者として立ち会つておるということは、これは法の建前であろうと思ふのですが、そういう人が測量に、現実に立ち会つておるとなつたそういう人が署名をした場合に有効だと考えられるのかどうか、

大高根の場合には、ですから現地に、現場にいなかつたからということと署名をすることができない、責任を持つことができるないというお話をありました。これは上からの命令で署名がなされたと言いますが、そういう事実、調査の性格、あるいは調査をされたかどうかと、こういうことが確認をされないで署名というものがなされ得るのかどうか、あるいはそういう裏づけがない署名であつても有効であると考えておられるのかどうか、その点を一つ承わりたいと思います。

法性のあるものができ上ったと、こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 先ほど切れたテープが結ばれておった、それからボールを警察が持つた、あるいはテープを、持つたテープが曲つたまま測量がなされたということを、云々ということを事実を申し上げたのですが、適法になされたと言われますが、私の申し上げるのはそういう警察が持つて、それから切れたテープを結んだような測量というものが適法なのかどうか、そういうことを今申し上げたわけでございますが、抽象的でなく具体的な関係についてお尋ねをしておるわけでございますから、一つ具体的にお答えを願いたいと存ります。

○説明員(安田清君) お尋ねのございました調査測量に関しては実施をいたしております東京調達局がこれを実施いたしました。私といたしましては、東京調達局その他から、大高根については仙台の調達局から調査測量は十分適法に、適正な調査測量を済んだという報告を受けておったわけでござります。それ以上のこととは私といたしましてはそれを正式に信ずる以外に道がないわけでございます。

○吉田法晴君 下の方から適法に行われたという御報告がきたから適法に行われたものと思う。こういう御答弁ですが、私は警官が測量をするといふようなことが適法であるか、あるいは切れたテープをつなぎ合せて測量をすることが正確な測量であり、そういう意味で行われた測量が、それが適法な測量である、あるいは提供の可否を決定するような基礎になる調書として有効であるかどうか、こういうことをお尋

ねをしておるのであります。
○説明員(安田清君) でき上りました測量は適法であり、有効であると考えておるわけでございます。
○吉田法晴君 でき上った測量は云々というお話は一般的な話ですか、抽象的な話ですか、一般的にはわかるのです。それから適法になされたという報告があつたから云々ということでござりますが、もう少し、逃げないで答弁を願いたいと思います。そんなら、事実をあげて私は今申し上げておるわけでございますから、この裁判なら裁判というものを争われなければならぬ、ここでとにかく具体的な事実をあげているのですからそれについてあなたの具体的な判断をお示し願いたい。
○説明員(安田清君) 先ほど申し上げました通りでございます。従いましてでき上りました測量については十分信憑性のおけるものと考えております。
○吉田法晴君 それじや適法に行われたという報告があつたからそう想うけれども、私が申し上げるような事実があつたらいかがです。
○説明員(安田清君) 事実があつたかなかつたか、その点は私はそういうふうな報告を受けておりませんので……。
○吉田法晴君 それじや、ですから報告を受けておらぬからそれは適法になされたものであろう、こういう御想像であります。御想像ごもつともであろうと思うのですが、これは私が申し上げるからあるいは資料になりますがせんかしりませんけれども、そういう事実が説明されたら、あるいはそういう事実があつたらどういう工合に考えられますか。あるいはそのときは別に考えられるかどうかとということをお尋ねをしておるのであります。

ねしておきたい。

○説明員(安田清君) 御本人のない場

砂川の問題について調停をしようとい

分がこういう答弁です。ところがしま

持つて、調達所のかわりに知事が都督に

○説明員(安田清君) 責任あるものが仕事をやりまして、責任あるものが適正に測量は済んだと、しかもその結果測量図もできたといっておるのでござります。従いましてその測量の方法等についても十分信憑性のある方法がとられたものと信じておるわけでござい

○説明員(安田清君) 御本人のない場合の立会人のことにつきましては、私は立会人は、測量が要するに適法に行われたということを確認されるための立会人である。こういうふうに考えております。

○吉田法晴君 法の建前からいいますならば第一次が本人でありますから、本人のかわりにという点はお認めにならない。

砂川の問題について調停をしようといふことが新聞に出でおりました。申すまでもなく都の知事は自治体の長でござります。國の機関の長としての知事の仕事ということも地方々々には定めております。しかし新聞等に報道になつております砂川問題について調停をしようということは調達庁としての仕事でないことはもちろんであると思ふ。

持つて、調達係のがれども矢事が都合で、会う、こういうことになるのじやないかと思うのです。この点はなお新大臣、あるいは前福島長官等も全くその通りであるとは言われませんけれども、そういう意味のことを、内容についてですよ、内容の点についてそういうことを肯定されたのかごとく私は聞いておるわけです。ですが、安田新蔵こういう工作を考えておられるか、

○吉田法晴君 わしや引領を守り
して、あるいはその方法は今申し上げ
ませんけれども、そういう事実が、責
任あるものが測量した云々というお話
ですが、その責任あるものが私が申し
上げるような測量の方法をとつたとし
たならば、とつたということが明らか
になります。
○吉田法晴君 法律の解釈の点になり
ますからその点ももう少しあとでいた
します。

○説明員(安田清君) 本人のかわりに
という意味ではないと思つております。
○吉田法晴君 法律の解釈の点になりますからその点ももう少しあとでいた
します。
新聞の模様によりますと、少くとも

ます。しかし地方自治体の長としての
知事は、卑俗な言葉で申し上げれば都
民の父であろうと思います。ところが
現実の砂川の拡張問題を控えまして、
町が簡単にいえば二つに分れて、町民
がお互いにいがみ合っているという
もこれ事実であると思います。そういう
うような事態から知事さんといたされ

新聞等で拝見いたしましたところによれば、知事さんがともかくこの砂川の問題について、今まで推移すればおもしろくないということから、調停を試みようというようにお考えになつておられるものと拝察をいたしているわはでございます。

○吉田法晴君 その辺承わりたいと思います。
○説明員(安田清君) お話をどうな
どありましたといたしましても、一
は別に調達室の事務を知事に委任
する、あるいは委託するということで
ないというふうに考えております。

○説明員(安田清君) 御指摘のような
れますか、どうされるか承わりたい。
ことがあつたといたしましても、測量
いたしまして、いろいろ現場ではか
りました数値そのもので測量図を作る
わけでありまして、このはかります方
法その他についてそういうようなもし
事実があつたといたしましても、結果
は正しいことであると、こういうふう
破川の点について外事が総理とそれが
ら大臣、前調達府長官と三人ですか
人ですか、会って、そうして知事に頼
んだ、新聞によりますとあつせんを頼
んだと書いたのもございますが、どう
いうことを知事に頼まれたのか。それ
から知事というのはこれは自治体の長
であります。公選をされた東京市民の
代表としての知事であります。それに

破川の点について知事が總理とそれから大臣、前調達庁長官と三人ですか四人ですか、会って、そうして知事に頼んだ、新聞によりますとあせんを頼んだと書いたのもございますが、どういうことを知事に頼まれたのか。それから知事というのはこれは自治体の長であります。公選をされた東京都民の代表としての知事であります。それに調達庁の下請作業をやらせ得るよう

○吉田法晴君 新聞によると、その辺に政府で予算を増額をして平均二十五万です、五万ないし五十万というのですか、協力奨励金というのか、包み込みですか、協力奨励金というのか、包み込みですか、五万ないし五十万といふのが、ボケット・マネーといふのかしりませんけれども、そういうのを出すことをさめた。各基地ごとに幾らずつということをきめた。これになるとほんの基地拡張に対してもこれが基となるだらうといふことがかねて言ふ

するかしないか、知事としては案持つておられる、あるいは金を持って行かないでしょ
う、現金を持って行かないかもしけれども、一つの案を持って
いるは向うから話があるならばそれ
取り次ごう、こういうことで、いわ
金をポケットに入れたと同じような
好で都民に会うというならば、それ
規達庁がやるべき仕事を知事がやつ

○吉田清君　間違でておつても正しいと、こういう御答弁のようなんですが、これらの点は押し回答になりますから他日に譲りたいと思うのですが、それでは先ほど質問をいたしました中で、立会人の立ち会いというものはだれのために行われ、そうしてどういうような立ち会いでなければならぬと考えておられるのか。それからその立会人の署名というのとは法的にはどういう意味なのか。その点を重ねて御答弁を願いたい。

○説明員(安田清君)　東京都の知事が警察が調達庁の測量をボールを持つた際、測量をするのであります。どういうことをお頼みになります。どういう権限、あるいは法理解釈に基いて悪意であります。どういうことを御嘱咐になりましたのか。それからどうなりましたのか。それからどうしたのか一つ承わりたい。

おさしましたが、矢事さんみでかじり地においてになりますて、やはり問題の解決をはかられた経緯もありますので、同じような気持で矢事さんはこひら際もう一度地元に對して政府の意のき見るところも伝え、あるいはまた地元に対する意見も聞きというよなことで居中調停をやりたいというお気持があるものだと拝察をいたしております。

案を示して地元民にも話をきめて、そぞろにうに、少くとも新聞、ラジオは報道しております。そうすると、単に居中型停と云うか、あれでなくして、早くいはば幾ら出したら片づくか、こういうことで東京都知事が都民に会う、こうしたことではないかと私は思うのです。そこで聞いたわけです。そうすると、主觀的にはどうであろうとも、客觀的には調達官でやる仕事を知事が受

○説明員(安田清君) まあこじれました問題を、いわゆる居中調停をやるということでもござりますれば、た中にお立ちになつて、ということも方の一つかもしけれない。しかし地元の希望もよく聞き、政府が考えておるこなことで御努力をもし願えるものと考へてどうですか。

べき問題そのものではない、このように考えております。

○吉田法晴君 大体どういう構想をもつて都民、砂川町民に会おうとするかということは、私の質問を認められました。それでは先へ進みます。

五万円ないし五十万といった協力謝礼金の性格を承わりたいと思います。

私の聞いた点もござりますが、予算委員会で私が質問をいたしました。衆議院でもその性格について質問がなされたと聞いておりますが、私が聞いたところでは、そういう土地、あるいは物件等の補償費の一部でなくて、あるいはその広畠數量等に關係なしに支払われるといったような金が出たことはない。従つてそれについてどういう工合を考えるのか、こういう質問を二、三度繰り返しましたが、そういう事実はない、暗にそういう支出の仕方が国の財政資金の中から出されることについては、会計検査院として好ましくない、こういう私は御答弁であつたと感ずるのであります。が、協力謝礼金の性格と、それから協力謝礼金を出すことについて、会計検査院等にも御連絡と申しますか、了承を得られたのかどうか、あるいはそういう発言の後に調達官として考え方直されるというか、再検討されようということであるかどうかその点を一つ承わりたいと思ひます。

○説明員(安田清君) 立川等の飛行場の拡張に関しましては、私といたしまして冒頭に申し上げましたような経費でこれをやろうというふうに決心をいたしておるわけであります。しかしこの拡張に伴いましては、地元のお受けになる犠牲が相当また深刻であるとい

うことでもよく政府としては了解しておるわけであります。従いましてこの十地の接收等に当りましては、まあ適正な額の補償を機を失せらずして払うようにな十分今後やつていただきたいと、こういうふうに考えておるわけですが、申し上げましたようにできるだけ円満に早くやりたいという考え方方が根本にあるわけです。こういうふうに地元の方々が非常な打撃をお受けになるのかかわらずよく國の方針に御理解と御協力をいたなくというような方々に対しましては何らかの形でその勞に報いたい。こういうふうに今考えていろいろと案を考えておるわけであります。

○吉田法晴君 性格についてはどういう性質のものですか。

○説明員(安田清君) 申し上げましたようにそういうふうな御協力をいたしましたことに對して何らかの簡単に申し上げますればお礼をしたい。こういうふうに考えておるわけでござりますから、もしこれを金銭でお礼をするということになれば、そういう性格の支出来たことになりますと、こういうことになると思います。

○吉田法晴君 補償であるならばともかく、協力に対する謝礼というようなものは今まで民間ではとにかく政府では出したことがない、こういうはつきりした答弁を会計検査院の名前は忘れましたが、責任者が参りまして予算委員会で答弁をした。あるいはそれが裏を返せば好ましくないということは間違いないと思うのですが、そういう態度が会計検査院から表明されたあと、再検討せられるかどうか、こういうことをお尋ねしたのです。それについて答弁がございません。重ねてお伺いいたします。

○説明員(安田清君) われわれといぢりましてはそういう考え方を持つております。もちろんこれを実施に移しますについては国の金でござりますから、國の予算の支出として適法なものと支払うべきであると考えます。

○吉田法晴君 その点は私は会計検査院のあれがございましたから、正式な態度の表明がございましたから、おそれなく再検討されることと思うのであります。協力に対し謝礼をする。土地を売つてくれ、その後もかくとして、これは土地を売つてもらうことに間違いないと思ふ。それをその土地の広狭等によらない程度にどういう態度であるかはともかくとして、これは土地を賣つてもらうこと間に違いない。言い方がある程度であります。協力に対してやるといふことは、私はそれは國の公正な活動ではないと、こういうことを申し上げたのであります。そういう切りくずしに似たようなことをやらないで、あるいはそれを知事を通じてやらないで、従来のような、福島長官の御態度でなしに、新しい長官、新任されてそういう点について相当の再考慮、あるいは態度を変えられるというつもりであるが、最初申し上げたあるいは新任の辞に砂川にも行ってひざを交えてといふこと、行つて街頭で会つてしまふと、砂川に行つてみすからあるいは砂川の町民のところへ泊り込んで、ひざを交えても話す、こういうような態度と氣持ちはお持ちでございますか、長官に重ねて伺います。

は努力をいたしましたわけでございません。しかし砂川に閑しましてはまずいとおもふる実際の実務をやつております東京局長や首脳者も現地に参りました——話し合いに行つておるわけであります。が、われわれといたしましては必ずしもその努力を続け、しかももし先ほどお話をありましたように知事が調査をやつてやろうというようなことならその御好意に甘えましてあらゆる手筋を講じまして、問題が迅速に円満に解決するよう努めたい。——ことうようによく考えております。

○吉田法晴君 最後に土地の測量のことです。答弁が落ちておりましたが、立会人の立ち会いの実態がどういうことでなければならぬと考えておられますのか。その砂川なら砂川に行っておけばそれでよろしい、測量に立ち会わないでそれでよろしいと、こういうふうにお考えになりますのか、それが一つ。それから今の御答弁では知事がせつかく言つたから知事に頼んでおいて、調達厅長官としてはもう一度とにかく砂川町まで行って話をする、こういうつもりはないという話のようでしたが、そういうことなのか。それはそれでもいいですが、今後どういうふうにしておとせられますのか——どういう御算なのか具体的にプログラムと申しますか、心組みと申しますか、そういうふうのを砂川なり、あるいはほかの基地について構想がありますのか——と思います。

○説明員(安田清君) お答えを申し上げます。立会人の立ち会いの何といいますか方針の御質疑かと考えます。立会人は当然調査立ち入りをやりますとさきに立ち会つていただくわけでございまして願つておきたいと思います。

ます。ただこれがいいわゆる測量といふことになりますとまあ現地にいを打って寸法をはかるという作業あろうと思います。くいを打つところを初めから見ておつて、という必要ないのじやないかと考えます。くいを打たれたあとで見ていただいたもいこういうふうに立ち会いの問題は考ております。測量いたしまする実の技術者、実務者と同じ行動を初めらしまいまでとらなければ立ち会いないというふうなことには考えておないわけでございます。

それから今後の計画に対しまずするご質疑でござりますが、たびたび申し上げますように実務に関しましては、東京局長が責任を持つてやっておるわざでございます。問題が御承知のよう状態でございまして、一定の計画をしてましてもその通り進みますかどうかわからない、臨機に最も有効な措置を講じ、たびたび申し上げますように國家の要請でござりますこの基地問題早く解決いたしたい、こういうふうに考えております。

○小柳牧審君 ちょっと伺います。其地の演習その他による賠償の問題ですが、この賠償は相当内容を査定もしきやならぬし、調査もしなきやならぬと思うのですが、しかし一回国の行政に協力しようという誠意があり、政治的にはいろいろの意見を持っておつても、それを押えてその方途に進んでいるようなものに対しでは、そうこれの補償の決定を早くして、そうして少しどもその苦痛、損害を緩和するのがいいんじやないかと思ふんですが、士体補償の支払いは相当私はおくれておるんじやないかというようなことも想

○説明員(安田清君) 演習場等の補償の問題で御指摘のように支払いがおくられておるというの遺憾ながら実際その補償の支払い等は大体みてどんなふうな状況思います。問題は演習場等いろいろの射撃をやりましたり何かいたしまして立木に被害があり、これに関しますと補償の問題、これはわれわれの方では中間補償と、こう申しておりますが、御本人たちからこれだけの立木その他に損害があつたからという御申請をいたして、そうしてそれに基いてお互の話し合いの結果金額がきまつたら払う、こういうことになつております。何分にも地域が膨大なる演習場その他でござりますので、立木その他の被害を調査いたしますのに店内あげての努力をいたさせまして一日も早くこの支払いがいくようにせつかく努力いたしておりますが、非常に広い範囲にわたりますので調査決定までに相当な時間をおいておりまして、被害者の方に御迷惑をかけている点についてはまさに遺憾と感ります。何らかの工夫をこらしまして従来よりも敏速にいくべく努力をいたしたいと私はただいま考えておるわけであります。

くやることが非常ないことではないかと思ふので、一段と努力を願いたいと思うのです。実は私は新潟に關係あるのでありますて、最近あの地方の補償の問題についてそれらの陳情を受けたのであって、その点から考えまして、全国的に見てはずいぶんそういうようなことがあるのではないか。また査定はもちろんこれは国の經費にかかることであるから厳格にやらなければならぬことは当然でありますけれども、厳格という名のもとにずいぶん無理な査定をして、ことに大藏當局の方から言へば、できるだけそれはそういうように流れやすいことだと思うのですが、そういうような点については、調達廳としては別な立場において十分考慮を払つていただきなければならないと思うのですが、これらについての御所見をお伺いしたいと思います。

で上半期に起りました被害については、大体この年末ころにはお支払いができるというくらいのスピードにならぬことを申し上げますが、なお今後ともいろいろとやり方について工夫をこらしまして一日も早くしかも適正な補償ができるように努力いたしたいと考えております。

○小柳牧衛君 今の点はぜひ十分に御考慮をいただきたいのでありますて、せつから政府の施策なり行政にできるだけの協力をしたいという熱意をもつて、いるものも、もしそういうふうなことに十分に納得できないということになると、自然その熱意もさめることと思うので、このごろ重要な問題になつておりますから、この点は調達厅としても非常な親心をもつて進んでもらいたいと思います。まあ、そうやつておられることがあります。けれども、具体的に見るとなかなかそうでない、相当長く滞っているものもあるのじゃないかと思いますから、ごく概略的な話でありますけれども、特に私は要望しておく次第でござります。

○説明員(安田清君) 御指摘のごさいましたように、敏速に、おらぬといふことは、ほんとうに遺憾に存じております。ただやはり一番苦労をいたしますのは、何といいますか、被害とそれから原因との因果関係のつながりが明確でないような気がする、それに非常に苦労をいたします。そういうものにつきましては、なかなかそこで損害補償ということを算定いたしますのに非常に苦労をいたします。そういうものにつきましては、なかなかそこで損害補償というふうなことを申し上げて恐

○小柳牧衛君 今の吉田君の質問に対しお答えがあつたように、何といふ支払いもしておるような状況でありますか、慰謝料といいますか、特殊の支払いもしておるような状況でありますから、ほんとうに損害を受けたと考えて、しかもそれを要求すると同時に、政府の施策あるいは行政に協力しようというものに対しは、そういうような点も一つ考えていただきたいと思うのですから、どうぞその点を特に御留意を願いたいと思います。

〔理事長島銀蔵君退席、委員長清席〕

○委員長(小柳牧衛君) 本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

昭和三十年十二月二十二日印刷

昭和三十年十二月二十三日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局